

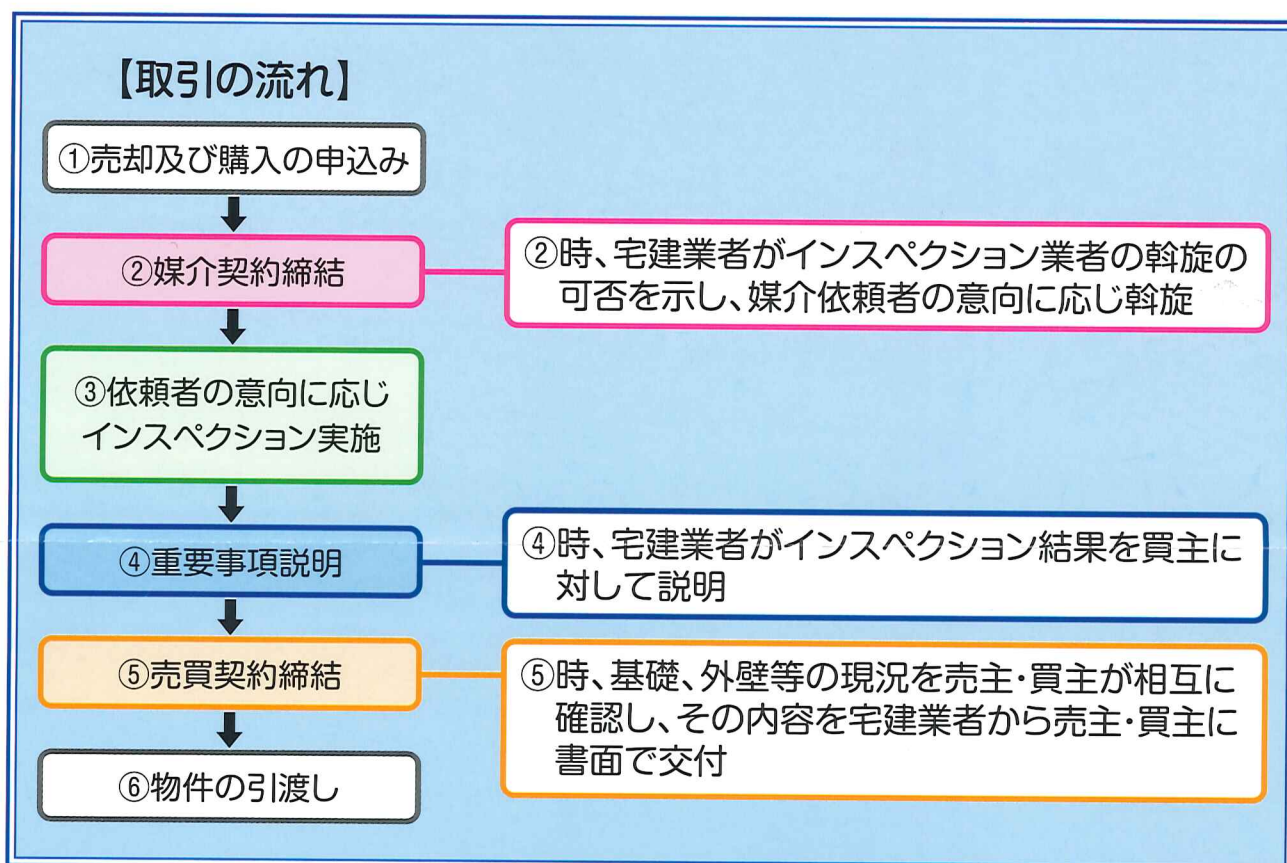
宅地建物取引業者法の改正による、 売買時のインスペクションの取り扱い (建物状況調査)

宅地建物取引業法(宅建業法)の改正[平成30年4月1日施行]

平成28年6月に成立した改正建設業法はいよいよ平成30年4月1日より施行することになりました。

特にインスペクション(建物状況調査)であり、調査の結果を買主へ重要事項説明すること等を義務付けることとされました。全ての建物は建築士である一級建築士の中でインスペクションの有資格者が行うことになりました。

当社では(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会の登録事務所であり、その折は当社にご用命いただければと思います。



業務内容：耐震診断調査・構造設計・特定建築物定期調査
(木造・RC造・S造・SRC造)

建物図面再生(紛失時)・風俗営業許可申請(図面作成)

株式会社 エムエス建築設計事務所

〒140-0011 品川区東大井3-11-18

TEL 3766-6101 FAX 3766-6120

E-mail : info@mkenchiku.co.jp

URL : mkenchiku.co.jp